

第 2 回検討会に提出した事例の概要

1. 認定事例の収集を行った拠点

- ・ 本検討会に認定医が参加している拠点
新潟、千葉、石川、兵庫、広島、本部（障害年金業務部）
- ・ 本検討会に認定医が参加していないブロックの拠点
北海道、宮城、香川、福岡

2. 個別の認定事例

(1) 各区分ごとの認定事例の一覧

等級	統合失調症・ 気分（感情）障害	知的障害	発達障害
1 級該当 （2 級該当との境界）	1 ~ 2	2 1 ~ 2 4	3 6 ~ 3 8
2 級該当 （1 級該当との境界）	3 ~ 7	2 5 ~ 2 6	3 9 ~ 4 1
2 級該当 （2 級非該当との境界）	8 ~ 1 2	2 7 ~ 3 1	4 2 ~ 4 6
2 級非該当又は 3 級該当 （2 級該当との境界）	1 3 ~ 1 8	3 2 ~ 3 5	4 7 ~ 4 9
3 級該当 （3 級非該当との境界）	1 9		5 0
3 級非該当 （3 級該当との境界）	2 0		5 1
事例の合計件数	2 0 件	1 5 件	1 6 件

(注) 表中の数字は事例番号である。

(2) 障害別の認定事例（総括表）

① 統合失調症・気分（感情）障害

事例番号	等級	日常生活能力の 程度	日常生活能力の 判定	就労状況の記載	
				あり	なし
1	1級該当 (2級該当との境界)	5	3.9		○
2		5	4.0		○
3	2級該当 (1級該当との境界)	5	3.6		○
4		4	3.7		○
5		4	3.7	○	
6		4	3.0		○
7		5	3.7		○
8		2級該当 (2級非該当との境界)	3	2.0	
9	3		2.1	○	
10	3		2.4	○	
11	3		2.6		○
12	4		2.9		○
13	2級非該当又は3級該当 (2級該当との境界)	2	2.4	○	
14		3	2.4		○
15		3	2.9		○
16		3	2.6		○
17		3	2.3		○
18		4	3.1		○
19	3級該当 (3級非該当との境界)	2	2.6	○	
20	3級非該当 (3級該当との境界)	3	2.4	○	

(注1) 「日常生活能力の程度」、「日常生活能力の判定」については診断書⑩-ウ「日常生活状況」該当欄の記入内容について、「就労状況の記載」については同⑩-エ「現症時の就労状況」欄の記入の有無についてそれぞれ表示している。

(注2) 「日常生活能力の判定」については、(1)～(7)の7項目について程度を軽いほうから1～4の数値に置き換え、その数値の平均値を表示している。

② 知的障害

事例番号	等級	日常生活能力の 程度	日常生活能力の 判定	就労状況の記載	
				あり	なし
21	1級該当 (2級該当との境界)	4	3.4		○
22		5	3.7	○	
23		5	3.5		○
24		4	3.9		○
25	2級該当 (1級該当との境界)	4	3.7	○	
26		4	3.7	○	
27	2級該当 (2級非該当との境界)	2	2.4	○	
28		3	2.8	○	
29		3	2.3	○	
30		4	3.3		○
31		3	2.3	○	
32	2級非該当 (2級該当との境界)	3	2.7		○
33		3	2.3		○
34		3	2.6	○	
35		2	2.3	○	

(注1) 「日常生活能力の程度」、「日常生活能力の判定」については診断書⑩-ウ「日常生活状況」該当欄の記入内容について、「就労状況の記載」については同⑩-エ「現症時の就労状況」欄の記入の有無についてそれぞれ表示している。

(注2) 「日常生活能力の判定」については、(1)～(7)の7項目について程度を軽いほうから1～4の数値に置き換え、その数値の平均値を表示している。

③ 発達障害

事例番号	等級	日常生活能力の 程度	日常生活能力の 判定	就労状況の記載	
				あり	なし
36	1級該当 (2級該当との境界)	4	3.0		○
37		4	3.9	○	
38		4	3.7		○
39	2級該当 (1級該当との境界)	4	3.4		○
40		4	3.9		○
41		5	3.9		○
42	2級該当 (2級非該当との境界)	3	2.3		○
43		3	2.3		○
44		3	2.4	○	
45		3	3.3	○	
46		4	3.3	○	
47	2級非該当又は3級該当 (2級該当との境界)	3	2.9		○
48		3	2.0		○
49		4	3.0	○	
50	3級該当 (3級非該当との境界)	3	3.0	○	
51	3級非該当 (3級該当との境界)	2	1.7	○	

(注1) 「日常生活能力の程度」、「日常生活能力の判定」については診断書⑩-ウ「日常生活状況」該当欄の記入内容について、「就労状況の記載」については同⑩-エ「現症時の就労状況」欄の記入の有無についてそれぞれ表示している。

(注2) 「日常生活能力の判定」については、(1)～(7)の7項目について程度を軽いほうから1～4の数値に置き換え、その数値の平均値を表示している。